

令和8年度「茨城県最低賃金の改正決定について」の 答申を受けました！

令和8年8月24日



写真(左)は佐藤局長

写真(右)は清山会長

茨城労働局長は、最低賃金の改正決定について、審議を重ねてきた茨城地方最低賃金審議会長(会長：清山玲茨城大学教授)から、本年8月24日、茨城県最低賃金を62円引き上げて時間額1,136円(現行1,074円)に改正し、本年10月18日から施行するよう答申を受けました。

【問合せ先】 茨城労働局労働基準部賃金室

TEL:029-224-6216